

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山形市立病院済生館高等看護学院
設置者名	山形市長 佐藤 孝弘

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画書の公表方法	学生に配布および対象を特定せずに刊行物による学院教務室での閲覧
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則及び細則に基づいて対応する。

1. 学則第8条(教育内容等)：学院における授業科目、単位数及び時間数は、(新)教育課程93科目、102単位、3015時間を規定する。
2. 学則第14条(単位の認定)：学院長は規定する科目ごとに100点を満点とする試験を行い、当該試験で60点以上の得点を得た者のみ所定の単位を認定する。ただし、単位認定に必要な時間数の授業を受けていない者は単位を認めない。
細則第8条(単位の認定)
 - ・成績評価の方法は、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験、実習評価等により行い講師に一任する。
 - ・成績の審議を受ける資格は、科目の規定時間の3分の2以上の出席がなければならない。
 - ・授業科目の審査は、各授業科目担当講師及び教員が行う。
3. 学則第15条(成績の評価)：試験の得点区分に応じ、A,B,C,Dにて評価する。
4. 学則第14条3項(追試験)：学院長はやむを得ない事情で試験を受けることができなかつた者等に対して追試験を行うことができる。
5. 学則第14条4項(再試験)：学院長は、試験において合格点に満たなかつた者等に対して再試験を行うことができる。
細則第11条(再試験及び追試験)
 - ・再試験は2回までとする。合格できなければ単位未修得となる。
 - ・再試験の成績評価はCとする。
 - ・追試験は得点の8割を評価点とする。
6. 細則第12条(成績会議)
 - ・授業科目の履修確認・成績評定・単位認定は成績会議の結果によるものとし、学院長がこれを認定する。
 - ・学院長は、単位認定及び進級、卒業の判定を教育委員会に報告する。
7. 単位認定については決裁をうけ議事録を整備する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 客観的な指標の設定は、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点から平均を算出する(100点満点で点数化する)。
2. 学生全体について個人の平均点と順位付けを行う。
3. 成績会議・教育委員会を年2回(前期・後期)行い、各期及び年間の成績評価結果及び成績分布状況を把握する。
4. 成績の分布は60点未満及び60点以上100点までを5点刻みで人数を捉える。
5. 成績評価の結果は学生に提示した上で年2回保護者に成績表を送付し公表する。成績表には試験科目と平均点、個人得点、順位、成績分布、出席状況を記載する。
6. 卒業時は3年間の総合成績をA,B,C,Dで記載し、学籍簿に記載し保管する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	対象を特定せずに学院教務室での閲覧
----------------------	-------------------

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

学則及び細則（取扱要綱）に基づいて対応する。

1. 学則第19条(卒業に必要な年数及び出席日数)：学院長は、学院に3年以上在籍し、欠席した日数が出席すべき日数の3分の1以下である者でなければ、卒業を認めないものとする。ただし、学院長が別に定める補習授業を受けた者であって、その者に特に卒業を認めた場合は、この限りでない。
2. 学則第21条(卒業の決定)：学院長は、第15条の成績の評価及び前条の規定に基づき卒業を決定するものとする。

細則第11条(成績会議)

学則第20条の規定に基づいて、進級・卒業の判定は成績会議で審議する。

1. 成績の判定は(1)出席日数(2)学業成績(学科成績・実習成績)(3)各学期、各学年毎に判定する。
2. この会議は、学院長、副学院長及び教務主任、学院の教員の任に当たるもので構成する。
3. 授業科目の履修確認、成績評定、単位認定は成績会議の結果によるものとし、学院長がこれを決定する。
4. 進級者、卒業者の決定は、成績会議の判定結果によるものとし、学院長がこれを決定する。
5. 学院長は単位認定及び進級および卒業の判定を教育委員会に報告する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	入学時オリエンテーションで、学則・学生便覧を用いて学生および保護者に説明する。 細則は対象を特定せずに学校教務室で閲覧する。
------------------	---